議案第４号

入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

条例　別記のとおり

令和２年２月１８日提出

入間市長　　田　中　龍　夫

提　案　理　由

農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に農地利用の最適化に係る活動の実績に応じた報酬を加えたいので、この案を提出するものである。

入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３１年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

別表第１農業委員会の項を次のように改める。

農業委員会	会長	月額	５２，０００	
		年額	農地等の利用の最適化の推進の実績に応じ、一月当たり７，０００円を超えない範囲内において予算で定める額	
	会長代理	月額	４３，０００	
		年額	農地等の利用の最適化の推進の実績に応じ、一月当たり７，０００円を超えない範囲内において予算で定める額	
	委員	月額	３９，６００	
		年額	農地等の利用の最適化の推進の実績に応じ、一月当たり７，０００円を超えない範囲内において予算で定める額	
	農地利用最適	月額	３９，６００	

	化推進委員	年額	農地等の利用の最適化の推進の実績に応じ、一月当たり７，０００円を超えない範囲内において任命権者が市長と協議して定める額	

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行し、改正後の入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例別表第１農業委員会の部会長の款年額の項、会長代理の款年額の項、委員の款年額の項及び農地利用最適化推進委員の款年額の項の規定は、令和２年４月１日以後の活動に対して適用する。